

令和3年度 狩猟免許の更新に伴う適性検査および講習実施要領

福井県

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第2項および第4項の規定に基づき、下記のとおり狩猟免許の更新者に対する適性検査および講習を実施します。

1 対象者

令和3年9月14日に、現在所持している狩猟免許の有効期間が満了となる方。

なお、狩猟免許を2種類以上取得していて、それぞれの更新年度が異なる場合においては、今回期間満了となる狩猟免許と併せて、期間満了前の狩猟免許を更新することができます。(狩猟免許の更新の特例)

2 適性検査および講習日程

適性検査および講習は、次のとおり県内4か所で開催しますので、いずれかの講習を受講してください。なお、受講会場・時間は、申請者の希望により県が指定しますが、希望に添えない場合もあります。

	実施日	講習等時間	講習等会場※
第1回	7月7日(水)	① [午前] 10:00~12:00 ② [午後] 13:00~16:00	漆の里会館 産業振興交流ホール 鯖江市西袋町40-1-2
第2回	7月11日(日)	③ [午前] 10:00~12:00 ④ [午後] 13:00~16:00	パレア若狭 研修室A・B 三方上中郡若狭町市場18-18
第3回	8月9日(月・休)	⑤ [午前] 10:00~12:00 ⑥ [午後] 13:00~16:00	福井県生活学習館 多目的ホール 福井県福井市下六条町14-1
第4回	8月11日(水)	⑦ [午前] 10:00~12:00 ⑧ [午後] 13:00~16:00	ゆりの里会館ユリーム春江 農事研究室 坂井市春江町石塚21-2-3

※講習等時間等の詳細は、受講票の送付とあわせてお知らせします。

3 更新申請期間

令和3年5月10日(月)から令和3年6月11日(金)まで

4 実施要領、更新申請書の入手・提出先

狩猟免許申請書に必要事項を記入のうえ、住所地を所管する各農林総合事務所・嶺南振興局に提出してください。なお、申請書は自然環境課、自然環境課のホームページ、下記事務所で入手できます。

受講者の住所地	実施要領、申請書の入手先・申請書提出先
福井市、永平寺町	福井農林総合事務所 林業・木材活用課
あわら市、坂井市	坂井農林総合事務所 林業・木材活用課
大野市、勝山市	奥越農林総合事務所 林業・木材活用課
越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町	丹南農林総合事務所 林業・木材活用課
敦賀市、美浜町、若狭町(旧三方町)	嶺南振興局 二州農林部 林業水産課
小浜市、高浜町、おおい町、若狭町(旧上中町)	嶺南振興局 林業水産部 林業・木材活用課

なお、(一社)福井県猟友会でも、**実施要領と更新申請書を入手**できますが、**更新申請書は上記の事務所に提出**してください。

5 適性検査および講習の内容

適性検査	視力
	聴力
	運動能力
講習	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
	鳥獣の保護管理に関する知識
	鳥獣の判別
	猟具の取扱い

6 適性検査の合格基準

科目	合格基準	
視力	網猟免許 わな猟免許	視力(万国式試視力表により検査をした視力で、矯正視力を含む。)が両眼で0.5以上であること。 ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。
	第一種銃猟免許 第二種銃猟免許	視力(万国式試視力表により検査をした視力で、矯正視力を含む。)が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。 ただし、一眼の視力が0.3に満たない者または一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴力	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力(補聴器により補正された聴力を含む。)を有すること。	
運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がないこと。 ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。	

7 狩猟免許の更新申請手続

(1) 狩猟免許更新申請書

2種類以上の免許を更新する場合も、免許の種類ごとに申請書の提出が必要です。

(2) 免許更新申請手数料 **2,900円** (福井県収入証紙による。)

申請書に福井県収入証紙を貼って納付してください。(収入証紙は、福井銀行等で購入できます。)

なお、2種類以上の免許を更新する場合は、免許の種類ごとに手数料が必要です。

(3) 写真 1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、大きさ縦3.0cm×横2.4cmで、裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの(カラーコピー不可)。

(4) 猟銃・空気銃所持許可証の写し 1通

申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合のみ。

(5) 医師の診断書 1通

申請者が法第40条第2号から第4号のいずれにも該当しないことを証するもの。

(申請前6か月以内に診断されたものに限る。表1、2を参照。)

※「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号のいずれにも該当しないことを証する。」というように、証明内容を明確に記載してください。

(記載例は福井県ホームページを参照ください。)

ただし、「(4) 猟銃・空気銃所持許可証の写し」を提出した方は、医師の診断書を提出する必要はありません。

〈表1〉法第40条第2号から第4号

<p>次の各号のいずれかに該当する者に対しては、狩猟免許(第6号の場合にあつては、取消しに係る種類のものに限る。)を与えない。</p> <p>二 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるもの(表2を参照)にかかっている者</p> <p>三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者</p> <p>四 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(前三号に該当する者を除く。)</p>
--

〈表2〉

<p>法第40条第2号の環境省令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 統合失調症</p> <p>二 そううつ病(そう病及びびうつ病を含む。)</p> <p>三 てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気</p>

(6) 返信用封筒 (受講票送付用) 1通

84円郵便切手を貼り、申請者本人あての郵便番号、住所、氏名を記入したもの。

8 適性検査および講習時に持参するもの

(1) 筆記用具

(2) 令和3年9月14日に期間満了となる狩猟免許

更新後の新しい狩猟免許は、現に所有する狩猟免許と引き換えに交付します。紛失された場合は、別途亡失届出の提出をお願いします。

なお、狩猟免許の更新の特例により狩猟免許の更新を受けようとする方はその狩猟免許も併せて持参してください。

(3) 自動車運転免許証 (自動車運転免許証を所持している方のみ)

※自動車運転免許証の提示により、視力に係る適性検査が免除されます。

(4) 耳、目、四肢等についての適性検査の際、補聴器、眼鏡、その他補助用具の必要な方は、その補助用具

(5) テキスト代 1,650円

(お釣りのないようにご持参ください。)

◆問合せ先

名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号
福井県安全環境部 自然環境課	福井市大手3丁目17-1 福井県庁	910-8580	0776 (20) 0306
福井農林総合事務所 林業・木材活用課	福井市松本3丁目16-10 福井合同庁舎	910-8555	0776 (21) 8213
坂井農林総合事務所 林業・木材活用課	坂井市三国町水居17-45 坂井合同庁舎	913-8511	0776 (81) 3223
奥越農林総合事務所 林業・木材活用課	大野市友江11-10 奥越合同庁舎	912-0016	0779 (65) 1492
丹南農林総合事務所 林業・木材活用課	越前市上太田町41-5 南越合同庁舎	915-0882	0778 (23) 4961
嶺南振興局林業水産部 林業・木材活用課	小浜市遠敷1丁目101 若狭合同庁舎	917-0297	0770 (56) 2218
嶺南振興局二州農林部 林業水産課	敦賀市中央町1丁目7-42 敦賀合同庁舎	914-0811	0770 (22) 0291

◆狩猟関係団体

名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号
(一社) 福井県猟友会	福井市松本3丁目16-10 福井県職員会館ビル4階	910-0003	0776 (22) 7206